

議第315号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条」に改める。

第3条第3項表以外の部分中「10年」を「15年」に改め、同項の表第1項第1号の項中欄中「給料月額」の右に「(」を加え、同項右欄中「合計額」の右に「(」を加える。

第8条各号列記以外の部分中「京都市職員給与条例」の右に「(以下「給与条例」という。)」を加える。

第11条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第13条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第19条中「京都市職員給与条例」を「給与条例」に改める。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年 月 日京都市条例第 号）附則第12項から第14項までの規定による給料を支給される職員に対する第3条の規定による退職手当の基本額の計算の基礎となる給料月額は、給料月額及びこれらの規定による給料の額の合計額とする。

附則第6項及び第7項を次のように改める。

6 当分の間、給与条例附則第11項の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「京都市職員給与条例等の一部を改正する条例」とあるのは、「給与条例附則第11項及び京都市職員給与条例等の一部を改正する条例」とする。

7 当分の間、60歳（京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例（以下「管理用務員給与条例」という。）第2条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、63歳。附則第10項において同じ。）に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第3条第1項第1号の規定に該当する者を除く。）は、同号エに掲げる者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項第2号中「傷病」とあるのは「附則第7項の規定に該当する場合を除くほか、傷病」と、同項第3号中「自己」とあるのは「附則第7項の規定に該当する場合を除くほか、自己」とする。

附則第8項本文中「職員が平成28年4月1日以後に退職することによりこの条例の規定による退職手当の支給を受ける場合」を「退職の日」に、「同日の前日」を「平成28年3月31日」に改め、「の理由」の右に「（附則第7項の規定に該当する者にあつては、定年に達したこと）」を、「とし」の右に「、第3条の規定により計算した退職手当の基本額に」を加え、「（以下「旧条例」という。）第2条の2から第3条の3まで並びに附則第6項及び第7項」を「第3条の2及び第3条の3」に、「額（別に）」を「調整額を加えて得た額（別に）」に、「前2項」を「附則第5項から前項まで」に改め、同項ただし書を削り、同項を附則第13項とし、附則第7項の次に次の5項を加える。

8 前項及び附則第12項の規定は、給与条例別表第1の2の給料表の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

9 給与条例附則第9項及び管理用務員給与条例附則第6項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

10 給与条例附則第9項又は管理用務員給与条例附則第6項の規定の適用を受ける職員が、60歳に達した日以後における最初の3月31日に退職したものとした場合における退職手当の基本額が第3条第2項の規定の適用を受ける場合において、その者が同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、第3条及び附則第6項から前項までの規定により計算した退職手当の基本額が、第3条並びに附則第6

項から前項まで及び次項の規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の基本額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

1 1 当分の間、第3条第3項の規定の適用については、同項中「定年に達する日」とあるのは「60歳（京都市職員給与条例別表第1の2の給料表の適用を受ける職員にあっては65歳、京都市学校管理用務員の給与の特例に関する条例第2条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては63歳。以下この項において同じ。）に達する日」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から15年」とあるのは「60歳から10年」とする。

1 2 前項の規定にかかわらず、退職の日において管理監督職（京都市職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書に規定する管理監督職をいう。）を占める職員に対する第3条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「定年に達する日から6月前まで」とあるのは「60歳に達する日から6月前まで又は京都市職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達する日以後における最初の3月31日（定年条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項において同じ。）（同条各項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した場合にあっては、当該異動期間の末日の前日）」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から15年」とあるのは「60歳から10年」とする。

第2条 京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号イ中「傷病」の右に「又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による傷病」を加え、同項第2号中「退職した者」の右に「（前号イに掲げる者を除く。）」を加える。

附則第5項中「第14項まで」の右に「又は第18項から第20項まで」を加える。
別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	0.837	0.837	0.5022	21	26.260875	21.3435	21.3435

2	1.674	1.674	1.0044	22	27.934875	23.0175	23.0175
3	2.511	2.511	1.5066	23	29.608875	24.6915	24.6915
4	3.348	3.348	2.0088	24	31.282875	26.3655	26.3655
5	4.185	4.185	2.511	25	33.27075	28.0395	28.0395
6	5.022	5.022	3.0132	26	34.77735	29.3787	29.3787
7	5.859	5.859	3.5154	27	36.28395	30.7179	30.7179
8	6.696	6.696	4.0176	28	37.79055	32.0571	32.0571
9	7.533	7.533	4.5198	29	39.29715	33.3963	33.3963
10	8.37	8.37	5.022	30	40.80375	34.7355	34.7355
11	11.613375	9.2907	7.43256	31	42.31035	35.7399	35.7399
12	12.76425	10.2114	8.16912	32	43.81695	36.7443	36.7443
13	13.915125	11.1321	8.90568	33	45.32355	37.7487	37.7487
14	15.066	12.0528	9.64224	34	46.83015	38.7531	38.7531
15	16.216875	12.9735	10.3788	35以上	47.709	在職1年 を増す ごとに1.0 044を加え る。	在職1年 を増す ごとに1.0 044を加え る。
16	17.890875	14.3127	12.88143				
17	19.564875	15.6519	14.08671				
18	21.238875	16.9911	15.29199				
19	22.912875	18.3303	16.49727				
20	24.586875	19.6695	19.6695				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市職員退職手当支給条例（以下「令和5年改正後の条例」という。）の規定は、第1条の規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の京都市職員退職手当支給条例（以下「令和6年改正後の

条例」という。)の規定は、第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

4 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年 月 日京都市条例第 号)附則第8条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、令和5年改正後の条例第1条に規定する京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員とみなして、令和5年改正後の条例第1条の規定を適用する。

(退職手当の基本額に関する経過措置)

5 令和6年改正後の条例第3条第1項第1号ア又はエに掲げる者に対する施行日から令和7年3月31日までの間における退職に係る令和6年改正後の条例別表の規定の適

	「		「
	0. 837		1. 0465
	1. 674		2. 0925
	2. 511		3. 139
	3. 348		4. 185
	4. 185		5. 2315
	5. 022		6. 2775
	5. 859		7. 324
	6. 696		8. 37
	7. 533		9. 4165
	8. 37		10. 4625
用については、同表甲の欄中	11. 613375	とあるのは	12. 775188 と、
	12. 76425		14. 040625
	13. 915125		15. 307063
	15. 066		16. 5725
	16. 216875		17. 838938
	17. 890875		19. 365938

19. 564875 20. 893938

21. 238875 22. 420938

22. 912875 23. 948938

24. 586875 25. 476438

」

」

「

「

26. 260875

27. 066438

27. 934875

28. 656938

29. 608875

30. 246938

31. 282875

31. 837438

33. 27075

33. 584875

34. 77735

35. 091175

36. 28395

36. 597975

とあるのは

とする。

37. 79055

38. 104275

39. 29715

39. 611075

40. 80375

41. 117875

42. 31035

42. 498675

43. 81695

43. 879975

45. 32355

45. 260775

46. 83015

46. 642075

」

」

提案理由

地方公務員法の一部改正等に伴い、退職手当の基本額に関し必要な事項を定める等の必要があるので提案する。